

▶ 申込の流れ（提出書類など）

<提出書類>

- 熊本市緊急家賃支援金交付申込書(様式第1号)
- 請求書(様式第3号)
- 誓約書兼同意書
- 委任状 ※必要な方のみ提出:申込者(代表者)と請求書の口座名義人が異なる場合は必須
- 添付書類 ①～⑥を全て提出してください。

- ① 賃貸借契約書の写し(賃料、店舗所在地、貸主、借主、不動産管理会社名を確認できる部分すべてをコピーしてください。)
- ② 直近の賃料が確認できるもの(請求書、領収書、通帳等の写し)
- ③ 休業要請期間以前の営業実態が確認できる書類の写し(確定申告書、開業届、営業許可証など)
※食事提供施設に該当する場合は、必ず営業許可証もあわせて提出してください。
- ④ 店舗の外観・内観がわかるもの(店舗の写真をプリントアウトしたものなど)
- ⑤ 休業や時間短縮営業の状況が確認できるもの(休業期間などを告知している貼紙やホームページなど)
※確認書類がない場合は、誓約書兼同意書の休業等誓約欄に詳細を記載してください。
- ⑥ 振込口座の通帳の写し ※通帳1ページ目の見開き部分(金融機関、支店、口座番号及び口座名義人(カナ)が確認できる箇所)
※原則、申込者(代表者)と口座名義人は一致させてください。異なる場合は委任状が必要。

① 申込

<書類審査、支給の決定>

- ・ 提出書類の内容を審査し、交付額を決定します。
- ・ 申請者宛には、「熊本市緊急家賃支援金交付決定及び交付確定通知書」を送付します。
※対象要件に該当しないなど、支援金交付の非該当となった場合についても、上記通知書にてお知らせします。

② 審査・決定

<口座振込>

- 手元に交付確定通知書が届いた後、指定口座に振込があります。
※口座振込は、書類に不備等がなければ、申請書受理から概ね2週間を見込んでいます。

③ 振込

▶ 申請書などのダウンロード

申請書様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

<問い合わせ先> 熊本市緊急家賃支援金相談窓口

電話 **0570-096-700**

(受付時間/9:00~17:00まで 当面は、土・日・祝日も開設しています!)

詳細については熊本市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kumamoto.jp/corona/>

熊本市
ホームページ



熊本市緊急家賃支援金 について

家賃支援の 対象者を 拡充します!

自主的な休業等により
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に
協力いただいた店舗についても
1か月分の家賃の
8割相当額(上限あり)を
支援します。



▶ 対象者

次の①～③の全ての要件を満たす方

- ① 以下のいずれかに該当すること。(休業等期間:4月22日~5月6日)
ア、熊本市が指定した「協力要請施設」に該当し、実際に休業に応じたこと。
イ、熊本市が指定した「協力要請しない施設」の「食事提供施設」に該当し、実際に時間短縮営業をしたこと。
ウ、自主的に休業または時間短縮営業をしたこと。
- ② 熊本市内において店舗を賃借している中小・小規模事業者(ただし熊本県外に本社を有する場合は除く。)
- ③ 緊急事態宣言に基づき熊本市が休業要請を行った日(令和2年4月21日)において、事業を継続していること。
(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、開業を延期した場合を含む。)

施設一覧については、
中面を参照してください。

▶ 支援金

1か月分の家賃(上限額35万円)の8割相当額、支援は1回のみ

※家賃とは? : 賃貸借契約書等に定められた賃借料(管理費、共益費、借地料、駐車場代は除きます。)
※家賃が35万円を超える方も申請可能ですが、支援金は上限35万円の8割相当額(28万円)となります。

- <例>・家賃50万円の場合 家賃上限350,000円×80%=280,000円(支援金の額)
・家賃35万円の場合 家賃 350,000円×80%=280,000円(支援金の額)
・家賃25.4万円の場合 家賃 254,000円×80%=203,000円(支援金の額) ※1,000円未満切捨て

▶ 受付期間・申込方法

令和2年6月18日(木) **7月31日(金)**まで
郵送のみの受付

<送付先> 〒860-0846 熊本城東郵便局留
熊本市緊急家賃支援金 受付担当 宛

※感染症拡大を回避するため、窓口持参での受付は行いません。

※7月31日までの消印有効

申請書類などの詳細については、裏面をご覧ください。

<宛先記入例>

切手を貼ってください	860-0846	熊本市緊急家賃支援金 受付担当 宛	熊本城東郵便局留
------------	----------	----------------------	----------

1. 熊本県から休業や時間短縮営業の要請があった施設

(1) 休業要請施設

種類	施設	種類	施設	種類	施設
遊興施設等	キャバレー	大学・ 学習塾等	大学	商業施設	DVD/ビデオショップ
	ナイトクラブ		専修学校・各種学校		DVD/ビデオレンタル
	ダンスホール		高等専修学校		アウトドア用品、 スポーツグッズ店
	ディスコ		専門学校		ゴルフショップ
	ショーパブ		学習塾		エステサロン
	個室付浴場業に係る 公衆浴場		英会話教室		ネイルサロン
	その他性風俗店		インターナショナルスクール		まつ毛エクステンション
	カラオケボックス		日本語学校・外国語学校		脱毛サロン
	ライブハウス		そろばん教室		日焼けサロン
	バー、スナック		バレエ教室		写真屋
	スポーツバー		囲碁・将棋教室		フォトスタジオ
	ダーツバー		音楽教室		ペットショップ(ペット フード売り場を除く)
	パブ		自動車教習所		ペット美容室(トリミング)
	ネットカフェ	生け花・茶道・書道・ 絵画教室	金券ショップ		
	漫画喫茶	体操教室	囲碁・将棋盤店		
	場外車券売場	学校 (上記を除く)	幼稚園		古物商(質屋を除く)
	射的場		小学校		住宅展示場
運動施設、 遊技施設	体育館		中学校	展望室	
	屋内・屋外水泳場		義務教育学校	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	ボウリング場		高等学校	土産物屋	
	スケート場		高等専門学校	美術品販売	
	柔剣道場		中等教育学校	宝石類や金銀の販売店	
	スポーツクラブ	特別支援学校	旅行代理店(店舗)		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	集会・ 展示施設	集会場	博物館	
	マージャン店		公会堂	美術館	
	パチンコ屋		展示場	図書館	
	ゲームセンター		貸会議室	科学館	
テーマパーク	文化会館		動物園		
遊園地	多目的ホール		植物園		
劇場等	劇場	博物館・ ホテル等	水族館		
	映画館		記念館		
	観覧場		ホテル(集会の用に 供する部分に限る)		
	プラネタリウム		旅館(集会の用に 供する部分に限る)		
	演芸場				

(2) 食事提供施設

施設	備考
飲食店	1. 宅配・テイクアウト専門店は除く。 2. 朝5時～夜8時までの間の営業(酒類の提供は夜7時まで)
料理店	
喫茶店	
居酒屋 等	



2. 熊本県からの休業要請がなかった施設

種類	施設	種類	施設		
生活必需物資 販売施設	スーパーマーケット	医療施設等 ※いずれも各法で定める 資格保有者が行うもの	病院		
	ドラッグストア		診療所		
	卸売市場		歯科医院		
	食料品売り場		薬局		
	コンビニエンスストア		鍼灸・マッサージ		
	百貨店・ショッピングモール内 テナント		接骨院		
	ガソリンスタンド		柔道整復 等		
	靴屋		社会福祉施設等	保育所	
	衣料品店			放課後児童クラブ	
	寝具小売業			放課後等デイサービス	
	カバン小売業			障害児通所支援事業所	
	下着類小売業			その他児童福祉法関係の施設	
	雑貨屋			障害福祉サービス等事業所	
	文房具屋			老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	酒屋			その他の社会福祉施設 等	
	本屋			食事提供施設の一部 ※宅配・テイクアウトを 主としている	弁当屋
	自転車屋				仕出し屋
家電量販店	和菓子・洋菓子店 等				
園芸用品店	宿泊施設	ホテル			
鍵屋		カプセルホテル			
家具屋		旅館 等			
建具小売業	交通機関等	公共交通事業の店舗 等 (バス、タクシー、レンタカー等)			
畳小売業		工場等	工場		
金物・荒物小売業	作業場				
陶磁器・ガラス器小売業	その他	理髪店			
化粧品小売業		美容室			
写真機・写真材料小売業		銭湯(公衆浴場)			
時計・眼鏡・光学機械小売業		貸衣装屋			
たばこ・喫煙器具専門小売業		不動産屋			
建築材料小売業		結婚式場			
自動車販売店 (中古車・二輪自動車含む)		質屋			
カー用品店		獣医			
花屋		ペットホテル			
ギフトショップ		修理店(時計、靴、洋服等)			
はんこ屋		ランドリー			
携帯ショップ 等		クリーニング店			
		事務所 等			

※ 主に物品を保管する施設(倉庫、車庫等)は対象外。
※ 国・県・市等から補助等を受けている場合は対象外。